

議案第35号

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成28年12月2日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

平成28年の人事院勧告に準じて、本市特別職の給与等の改正を行いたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和30年勝山市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第3条第3項ただし書中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(旧勝山市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(平成27年勝山市条例第4号)附則第4項の規定によりなおその効力を有するとされる旧勝山市教育長の給与及び旅費に関する条例(昭和30年勝山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(平成27年勝山市条例第4号)附則第4項の規定によ

りなおその効力を有するとされる旧勝山市教育長の給与及び旅費に関する条例（昭和30年勝山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の旧勝山市教育長の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の旧教育長給与条例」という。）は、平成28年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 改正後の旧教育長給与条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の勝山市教育長の職員の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の旧教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。